

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 8 号
件 名	瓦れきの広域処理の問題点を認識し，新潟市独自の被災地支援ビジョン策定を求めることについて
要 旨	<p>私たちは，放射能汚染から新潟の大地と空気を守り，子供たちの健やかな成長と新潟の発展，被災地支援をともに満たす道を模索する有志の集まりです。</p> <p>瓦れきの広域処理には，被曝リスクという点からも，被災者支援という人道上の理由からも，市政の未来を考える上からも，根本的な問題があります。</p> <p>以下，陳情の趣旨を説明します。</p> <p>1 産業廃棄物，化学物質，重金属が含まれている瓦れきは，一般焼却場で対応できない。</p> <p>震災によって生じた瓦れきには，アスベスト，ヒ素，六価クロム，P C Bなどの特別管理産業廃棄物，化学物質，重金属が含まれており，これらを完全に測定，分別することはできません。一般の焼却炉は産業廃棄物の処理に対応していません。</p> <p>一般ごみに含まれるレベルの化学物質，重金属は，薬剤処理などで処理できる可能性があります，震災によって生じた瓦れきに含まれる，それら有害物質の総量は未知数です。したがって，そのような瓦れきの焼却は，有害物質の拡散，汚染を広範囲にわたって引き起こすリスクを伴います。</p> <p>2 放射性物質が含まれる瓦れきは，一般焼却場で対応できない。</p> <p>福島第一原発事故により，放射性物質による汚染は広範囲に及んでいます。しかも，震災後，1年の間，屋外に放置された瓦れきには，それまでに降下した放射性物質が付着していると推測されます。放射性廃棄物は，本来，厳重に管理，処分すべきであり，一般焼却場で焼却すると，焼却場作業員が被曝し，周辺住民も被曝するおそれがあります。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成 24 年 6 月 18 日      第 1 項      環境建設常任委員会 第 2 項      市民厚生常任委員会
受 理	平成 24 年 6 月 8 日      第 1 3 1 号

焼却場のバグフィルターは、放射性廃棄物の焼却に対応していません。福島市では、高機能のバグフィルターを使っても、放射性セシウムが大気中に放出される寸前の煙突部分で検出されたという指摘がされています。今年2月22日の大阪市議会では、東京都大田区の清掃工場での試算に基づいて検討した結果、焼却炉に投入された放射性物質のうち約36%が行方不明になり、焼却炉などの設備に残留、及び約11%が煙突から排出されている可能性が指摘されています。

つまり、引き受ける瓦れきの放射能汚染が基準値以下であっても、焼却される瓦れきの総量によっては、莫大な放射性物質が近隣環境に放出されるということになります。例えば、放射性セシウム100ベクレル/キログラムの瓦れきを1万トン焼却したときに出る灰に含まれる放射性セシウムは、総量で10億ベクレルになります。上記、10億ベクレルのセシウムのうち、極めて低い試算として0.01%が焼却場の煙突から漏れると、大気中に10万ベクレルが放出されることになります。

なお、瓦れきに付着した放射性物質は、焼却時の温度が高いと気化して大気中に拡散される一方、焼却時の温度が低い場合は、灰への濃縮が進みます。そのため、瓦れきの焼却を始めると、炉の管理が困難になります。炉のフィルター交換や炉の解体時には、放射性廃棄物に汚染された施設として、作業員や近隣住民の被曝を防ぐために、厳重な飛散防止対策を講じなければなりません。焼却炉の立地によっては、まさに住宅街のただ中の核廃棄物として、処理に当たることになります。これは膨大な費用がかかるだけでなく、作業員や近隣住民の被曝リスクが高まります。さらに、もし焼却場で爆発、火災等が発生した場合は、広範囲に放射性物質が飛散、降灰する可能性があります。最悪の場合、小規模な「福島第一原発事故」が発生することも考えられます。

当然ながら、焼却灰の処分法も懸念されます。それらは、本来、厳重管理するための核廃棄物処分場を要するものです。しかし、環境省は10万ベクレル以下の場合は、一般の最終処分場で埋め立てを容認する方針を決めました。これは、原子力規制法との矛盾が指摘されているだけでなく、実施した自治体では、既に深刻な環境汚染が確認されています。例えば、海面埋め立てを行っている神奈川県横浜市の南本牧最終処分場では、今年3月の市議会でも、1日当たり100万ベクレル（4ヶ月強で1億3,000万ベクレル）の放射性セシウムが横浜港に放出されていたことが明らかにされました。

(次頁につづく)

放射性セシウムは水に溶出しやすいため、それを含む飛灰を埋め立てると、埋立地周辺の汚染が進む可能性があります。

従来遮水シートとして用いられていた合成ゴム、合成樹脂の耐用年数はもとより、近年最終処分場において用いられるようになった高分子材料の遮水シート、外壁材料においても、複合原因による経年劣化に関しての、数十年単位での評価はされておらず、大いに不安が残るところです。

放射性物質は半減期が来ても、核種の半分が崩壊し、別の物質や核種になるだけで核種そのものがなくなるわけではありません。放射性物質はセシウムだけではなく、毒性の強い放射性プルトニウムもあります。プルトニウムの半減期は2万4,000年とされています。遮水シートで防げるものではありません。

放射性物質を取り込んだ農作物や、放射性物質の溶け込んだ食物、飲料の経口摂取、あるいは呼吸や目、耳等から体内に放射性物質が入り込むと、存在の限り内部から放射能を出し続け細胞破壊をします。核種によってはまず原子による障害が発生し、その後でさらに放射能による破壊が起こります。乳幼児などは0.2マイクロシーベルトの内部被曝だけで100ミリシーベルト超の被曝に等しくなるといわれます。影響が少ないといわれる老人にも、細胞分裂が活発でない分、修復がおくれるので、細胞破壊によるリスクは大きくなります。内部被曝には、「これ以下なら大丈夫」という「しきい値」のようなものは存在しないといわれるゆえんです。

3 放射能汚染検査には不備があり、安全性を確保できない。

現状の放射能汚染検査のほとんどは、ガンマ線核種しか対象にしていません。強い毒性のある放射性プルトニウム、放射性ストロンチウムなど、アルファ線核種とベータ線核種の測定をせずに安全を確保することはできません。ガンマ線核種も、検出下限値の切り上げや、測定時間短縮によっては、不検出になり得ます。

しかも、瓦れきの汚染調査はサンプル調査です。高度汚染が推測される瓦れきが、サンプル調査から除外された場合、実際の汚染度よりかなり低く試算される可能性があります。仮に、検査された瓦れきが、基準値の100ベクレル/キログラム以下であったとしても、焼却される瓦れき総量がふえれば、放射性物質もそれに応じて多くなります。重量当たりの基準値を守ることは、必ずしも安全を保障しません。

(裏面につづく)

なお、瓦れきの安全性をアピールするパフォーマンスとして、瓦れきに空間線量計をかざし、上昇が見られないと主張されることがあります。瓦れきの汚染度は、空間線量計では測定できません。空間線量計が 0.01 マイクロシーベルト上昇するようであれば、その瓦れきは数百から数万ベクレル／キログラム汚染されている可能性があります。100 ベクレル／キログラム程度の汚染分析を行うには、ゲルマニウム半導体計測器での分析が必須です。

4 瓦れきの広域処理は国費から賄われ、被災者支援予算を圧迫する。

瓦れきの広域処理には、疑問を呈している被災地首長もいます。岩手県岩泉町の伊達勝身町長は、「使っていない土地がいっぱいあり、処理されなくても困らないのに、税金を青天井に持って全国に運び出す必要がどこにあるのか」と述べています。阪神淡路大震災では、神戸市は焼却炉を増設することにより、瓦れき処理に対応しました。ところが、岩手県陸前高田市の戸羽市長は、市内に瓦れき処理専門のプラントをつくり、何倍ものスピードで処理する計画を県に相談したところ、現行法には煩雑な手続きがあり、許可が出ても建設まで2年かかるという理由で、門前払いされたことを証言しています。

問題なく焼却できる安全な瓦れきなら、現地に仮設焼却炉をつくるほうが経済的で、雇用の面から復興に役立ちます。一方、現地でも焼却できない危険な瓦れきなら、コンクリートで閉じ込める、埋め立てるといった、別の対処法を考える必要があります。なお、この際、遠方に運搬することによって汚染を拡大するリスクはとるべきではありません。

広域処理には膨大な輸送費や処理費がかかり、すべて国費から賄われます。しかし、それらの費用は、被災していない自治体を受け取るより、被災者や被災地に直接回すほうが、より有効な支援になります。

5 広域処理が進まないことは、瓦れき処分のおくれの主な原因ではない。

細野豪志環境相は、被災3県の瓦れき処理が5%しか進んでいないと語っていますが、広域処理に回される瓦れきは、政府計画でも瓦れき総量の20%にすぎません。つまり、仮に広域処理が半分進んでも、処理率は10%上がるにすぎないのです。瓦れき処分のおくれの主な原因は、広域処理が進まないことではありません。まして、復興がおかれている理由を、広域処理に求めることはできません。

(次頁につづく)

6 広域処理は憲法・地方自治法違反である。

福島第一原発事故を受けての特別措置法では、「第四条 地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする」とあります。これは、地方自治の本旨をうたう憲法に反し、団体自治と住民自治という原則を定めた地方自治法に反します。

7 広域処理は、国際合意に反する。

放射性物質を含む廃棄物は、国際合意に基づいて管理すべきであり、IAEAの基本原則で言えば、拡散を防止して集中管理をするべきです。放射性廃棄物を焼却すると、気化した放射性物質は気流に乗り、国境を越えて汚染が広がります。広域処理を進めるなら、日本は地球規模の環境汚染の責任を負うことになります。

8 広域処理は、道義的に反する。

福島原発事故によって発生した放射性廃棄物は、すべて第一義的な責任者である東電が引き取るべきものです。そうした大きな問題群を取り上げず、市内への瓦れき受け入れを前面に打ち出すことは、将来の市政を考えても疑問が生じます。放射能に汚染された瓦れきを受け入れることは、責任の所在をあいまいにすることになります。

9 新潟だからこそ可能な、被災地支援の可能性はある。

新潟は、福島県の隣県としては、地形や風向、さまざまな要因が味方し、フォールアウト（放射性物質の降下）が少ない土地として価値があります。新潟は、放射能フリーの県産農産物の増産、保養地の整備、避難者の受け入れなどを通して、被災地復興を支えることができます。

10 瓦れきの受け入れは、新潟市民重視の政策とは言えない。

汚染瓦れきを一般焼却場で処理すると、県内の産廃業者にはある程度の利益が見込まれますが、一般市民はリスクと不安を背負い込むだけで、ほぼ何も利益がありません。

放射性廃棄物が環境にもたらす影響は、今後新潟に生まれる子供たちにも及びます。放射性物質の中には、毒性が消えるまで何万年もの時間がかかるものもあり、密閉度の高い処分場を用意しても、将来にわたっての安全を保障することはできません。万一、地下水へと拡散したら、手の施しようがなくなります。瓦れきの受け入れは、出産、育児に対する不安を増大させ、若い県民の流出を招きます。

(裏面につづく)

また、日本各地の人々が放射能汚染問題に関心を持っている今、瓦れきの受け入れは、新潟県のイメージダウンにつながります。観光業にも、大きなダメージが及び新潟県産の農産物への期待も減じてしまうことでしょう。

11 亀田清掃センター、新田清掃センターでの瓦れき焼却には、作業員や住民の健康及び農作物の汚染による経済的損失のリスクが伴う。

亀田清掃センター、新田清掃センターは、最新鋭の設備を誇り、焼却能力に余力があるため、震災で生じた瓦れきの焼却施設としては、有力候補の一つと考えられます。とはいえ、同清掃センター周辺には田畑や住宅街があり、すぐそばに学校や病院が複数あって、事故が起きたときの被害は甚大なものになります。

市民が現在及び将来的にも、健康で安全かつ快適な生活を送れるよう、また、被災地復興については、新潟市だからこそ可能な貢献ができるよう、以下の2点を陳情いたします。

#### 記

1 「瓦れきの受け入れ検討」については、幅広く情報を集め、それを精査するとともに、瓦れきの安全確保と情報公開を求め、そして市民からの意見を十分取り入れ議論の上、合意が得られない場合は、市内での試験焼却を行わないこと、及び広域処理を中止すること。

2 被災地支援については、避難者の受け入れの継続など、新潟市だからこそ可能な方策を検討すること。